

## 令和8年度電子契約サービスの提供に係る仕様書

### 1 役務の名称

令和8年度電子契約サービスの提供

### 2 役務目的

令和6年10月に導入した電子契約サービスの継続利用によって、事業者の利便性向上（印紙代や郵送費が不要、契約のために行政機関への訪問が不要）と県・事業者双方の事務作業の効率化を引き続き図ることを目的とする。

### 3 役務の提供期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

### 4 提供する電子契約サービス

クラウドサイン for Government とする。

### 5 サービスの機能要件

#### (1) 基本機能

ア 県及び契約相手方が合意することにより、電子化した「電子契約書」にタイムスタンプ及びサービスの提供事業者自身の電子署名を付与し、県及び契約相手方が電子証明書を取得することなくクラウド上で契約締結が可能であること。

(ア) 電子署名の検証については、当該サービスのウェブ画面及び Adobe 社製の無償でダウンロードできる PDF リーダー（閲覧ソフトウェア）である「Acrobat Reader」の「署名パネル」欄等により確認できること。

(イ) タイムスタンプにより、電子契約の有効性を最低10年間検証ができること。

(ウ) 電子署名が付与された電子契約書等を紙に出力した際に、電子署名が付与されているかどうかを県及び契約相手方が容易に確認できること。

イ 契約相手方は、当該サービスのアカウント登録をすることなく契約締結に必要な操作ができること。

ウ 当該サービスは、データセンターを活用したクラウド形態(SaaS)で提供すること。

#### (2) 運用機能

ア 県の管理者においてシステムの項目設定及び更新ができること。

イ 当該サービスの利用者の数（アカウント数）に上限がないこと。

ウ 連絡先（アドレス帳）機能について、登録者数に上限がないこと。

エ 利用者（アカウント）ごとに権限の設定が可能であること。

オ 当該サービスへのログイン時に ID 及びパスワードによる認証が可能であること。

- カ メールアドレス誤入力による誤送信を防止するための仕組みを有すること。
- キ 利用者の操作ログが自動的に記録され、県の管理者が当該ログを閲覧できること。

## 6 サービスの非機能要件

### (1) 基本要件

- ア 当該サービスを提供する施設等は、国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。
- イ データセンターと県及び契約相手方との通信は暗号化されていること。
- ウ IPアドレスによるアクセス制限の設定ができること。
- エ 電子契約書等は、セキュリティが確保された環境で適切に保管されること。

### (2) 適法性

- ア 付与される電子署名は、産業競争力強化法第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に定める電子署名に該当するものとして回答されていること。また、県の求めに応じてその回答書が当該サービスを運営する者に宛てたものであることを証明する書類を提出できること。
- イ 付与される電子署名は、産業競争力強化法第7条の規定に基づく「グレーゾーン解消制度」へ申請し、建設業法上、義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するものとして、建設業法施行規則第13条の4第2項の技術的基準に適合するものとして回答されていること。また、県の求めに応じてその回答書が当該サービスを運営する者に宛てたものであることを証明する書類を提出できること。

### (3) 認証資格

- ア 公示日時点において、当該電子契約サービスが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のサービスリストに登録されていること。
- イ 公示日時点において、サービスが稼働するデータセンターが、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のサービスリストに登録されていること。
- ウ 公示日時点において、内部統制を評価するSOC2 Type1 保証報告書を受領しているサービスであること。また、県の求めに応じてその証拠書類を提出できること。
- エ 公示日時点において、ISO/IEC 27017 認証を取得している者が運営するサービスであること。また、県の求めに応じてその証拠書類を提出できること。

## 7 サービスの環境要件

### (1) 基本要件

- ア 当該サービスは、総合行政ネットワーク (LGWAN) 環境で使用できること。
- イ 当該サービスは、Microsoft Edge, Google Chrome 等で利用できること。
- ウ 当該サービスにおいて、総合行政ネットワーク (LGWAN) からの接続先とインターネットからの接続先はネットワークレベルで完全に分離されていること。
- エ 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) の LGWAN-ASP サービスリストに掲載されていること。
- オ 無害化処理及び通信上の制限など地方公共団体情報システム機構が定める LGWAN-ASP 接続約款等の制約により、ダウンロードした際に契約書データに付与された電子署名が破損しないこと。
- カ 電子契約書等は、LGWAN 経由でのみアップロードできること。  
単一の送信単位において、LGWAN 経由でアップロードされた電子契約書等及びインターネット経由でアップロードされた電子契約書等が混在していた場合、インターネット経由でアップロードされた電子契約書等はダウンロードできないこと。

## 8 保守・運用対応の要件

### (1) 基本要件

提供する環境について、契約期間中の利用を可能にするとともに、契約を継続するために必要となる保守・運用対応を実施すること。

県からの問合せや質疑については、誠意をもって確実に対応すること。

必要に応じて職員向け及び事業者向け説明会の実施支援ができること。

### (2) 障害対応

システム障害等が発生した場合は、直ちに障害情報を報告し、速やかに正常な状態に回復させること。

### (3) バックアップ

ア 定期的にデータのバックアップを行うこと。

イ バックアップを行う際は、当該サービスの利用に影響を与えないようにすること。

ウ 本システムのサービス利用が終了した後も、タイムスタンプの有効期間は、契約書の原本をサービス事業者のクラウド上に保存するとともに、必要に応じ、県へ電子文書データを提供可能であること。

### (4) 運用サポート

電話、電子メール及びチャット等により、操作等に関する問合せ等に対応するヘルプデスクを利用できること。

## 9 費用

電子契約サービスの提供に係る費用については、全て受注者が負担するものと

する。

## 10 受注者の義務

### (1) 遵守する項目

- ア 労働安全規則に従い、常に安全管理に必要な措置を講じること。
- イ 受注者は、本仕様書に明記されていない細部の事項については県の指示に従うものとし、たとえ指示がない場合でも当然なされなければならない事項は、これを省略してはならない。
- ウ 受注者は、サーバー等の安全性、信頼性及び情報システムへのセキュリティの確保を始め、最新技術の導入及び将来への拡張性に配慮して作業を行うこと。
- エ 受注者は、本要求を遂行するに当たって、防火・防犯に十分注意し、その発生原因が受注者の責任による場合は、受注者の責任において処理すること。
- オ 県の設備等の保護には十分留意し、万一破損等が生じた場合は、受注者の責任において処理すること。特に、庁舎の平常業務に支障なきよう留意すること。
- カ 受注者は、守秘義務を厳守すること。また、本要求を遂行するに当たって知り得た事項は外部に漏らしてはならない。
- キ 受注者は、本庁舎又は出先機関での作業に際して、作業に際しては、社員証若しくは社名入りの名札等を常に携帯すること。
- ク 本仕様書に疑義が生じた場合、県と受注者の間でその都度協議するものとする。

### (2) 情報セキュリティ対策

- ア 受注者は、本契約に関連して知り得た情報を保守・運用以外の目的に使用してはならない。保守・運用に関連して当該情報を第三者へ提供する必要がある場合は、事前に書面により県の許可を得なければならない。
- イ 受注者は、上記情報を、本仕様書の規定に反し流出させたことにより、県に損害等を与えたときは、その損害等を賠償しなければならない。
- ウ 受注者は、保守・運用の遂行に当たり知り得たシステムのセキュリティに関する事項の一切について、外部及び内部に公表してはならない。ただし、第三者へ情報提供する必要がある場合は、事前に書面により県の許可を得なければならない。
- エ 受注者は、保守・運用の遂行に際し、外部から電子データを持ち込み、取り扱うシステムに反映させる必要がある場合は、事前にウイルスチェックを行い、データが安全であることを確認すること。また、ファイル交換ソフト等が搭載されたパソコン及びウイルス対策を行っていないパソコン等を使用してはならない。